

# 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の 慣習調査報告書に関する書誌学的考察 ——米国カリフォルニア大学バークレー校 (UCB)・ the C. V. Starr East Asian Library 所蔵資料を中心に——

李 英美

はじめに

日本による韓国・朝鮮<sup>(1)</sup>の慣習調査事業は、保護国期の統監府時代から日韓併合後の朝鮮総督府時代に至るまでの間の1906年から1937年まで行われた<sup>(2)</sup>。前者は、不動産法調査会(1906年7月～1907年11月)と法典調査局(1907年12月～1910年8月)において、主に不動産関連法の制定および基本法典の編纂に際し、その参考資料とする目的で行われた。後者は、朝鮮総督府取調局(1910年9月～1912年3月)、同参事官室(1912年4月～1915年4月)、同中枢院(1910年9月～1945年8月。但し慣習調査事業の所管は1915年5月～1937年12月)において行われた<sup>(3)</sup>。後者では特に、当時韓国・朝鮮における民事に関する基本法であった「朝鮮民事令」(制令第7号、1912年3月公布・同4月施行)の施行後、同令第10、第11、第12条で規定した慣習関連事項との関係で調査が行われた<sup>(4)</sup>。そうした両時期における調査の結果は、当時膨大な量の個別的慣習調査報告書を産み出しており<sup>(5)</sup>、それらは今日の韓国・日本・米国に散在する<sup>(6)</sup>。

また、そうした韓国・朝鮮の慣習調査事業および調査報告書などに関する研究は、主に韓国と日本の法制史分野において進められてきた。しかし、そこで

は、主に統監府時代の各種個別的慣習調査報告書を元本として編集・編纂した刊行本の『慣習調査報告書』（1910年初版・法典調査局，1912年訂正補充版・朝鮮総督府取調局，1913年訂正補充版の再刊・同参事官室）を<sup>(7)</sup>，あるいは同第三版の復刻版（1995年）を一次資料として利用してきた<sup>(8)</sup>。原資料としての膨大な量の各種個別的慣習調査報告書が存在するにもかかわらず、実際には刊行本の資料しか用いられて来なかったことが指摘できる。そのような研究状況の背景のひとつとして考えられるのは、原資料としての上記各種個別的慣習調査報告書の所在が把握されておらず、かつそれらを見つけることは容易でないという事情がある。

本稿は、そうした、今日の韓国・日本・米国に散在する韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的観点から、資料の所在の把握、つまり上記各種個別的慣習調査報告書の所蔵先の把握と、それら資料の正体を究明しようとする研究の一環である。

現在、米国カリフォルニア大学バークレー校（University of California, Berkeley 以下、UCBと表記す）のthe C. V. Starr East Asian Libraryには、日本による韓国・朝鮮統治時代の各種個別的慣習調査報告書がrare book（稀覯本）として所蔵されている<sup>(9)</sup>。それらは計11点であり、現在、表1のと通りのBibliographic informationのほかには資料に関する情報が存在しない。そのため、未だ資料の正体が明らかにされていない状態である。

本稿では、それらの資料が如何なるものであるか、つまり、資料の正体およびその性格を究明することを第一の目的とする。つぎに、表1に示されたとおり、それらの資料は主に朝鮮総督府中枢院の用箋を用いている。そのことを手掛かりに、朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業および慣習政策と関連づけ、それらの資料の作成目的および調査項目を中心に分析を行い、その意味を考察する。そのうえで、朝鮮総督府中枢院の慣習調査事業における資料の位置づけを試みる。この点が本稿の第二の目的となる。

## 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

そのために、以下ではまず、それら各種個別的資料の形態および内容を概観することから始める。その過程で、the C. V. Starr East Asian Library における Bibliographic information の表記に対する正誤の検証を行う。そのあとに、朝鮮総督府中枢院の韓国・朝鮮の慣習調査事業と関連付けて、資料の性格について分析を行うことにする。以下、本稿では便宜上、UCB の the C. V. Starr East Asian Library 所蔵資料のことを、「UCB 資料」と称す。

なお、本稿の主要キーワードに対する用語の統一問題と関連し、統監府と朝鮮総督府をとおして行われた韓国・朝鮮の慣習調査事業およびその他の関連調査事業を指して、当時の資料では「慣習調査」、「旧慣調査」、「旧慣制度調査」、「旧慣及び制度調査」、「旧慣並び制度調査」が混用されていた。それらに対する厳密な意味の吟味は次回の研究に譲り、本稿では「慣習調査」として統一表記し、特別に「旧慣」を用いる場合があることを断っておく。

### I 「UCB 資料」の紹介

表1 UCB の the C. V. Starr East Asian Library における  
Bibliographic information に基づく資料の一覧表

番号	作成者名	件名	作成機関	作成年	巻数	数字
1	Saitō Risaburō 齋藤利三郎	Jisatsu chōsa 寺利調査	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中枢院 Stationery (原 文通り)。以下、同)	1925	1 vol.	1911.0421
2	Cho Pōm-ha 趙範夏	Chibang minjōng sich'al pogosō: Kaesōng, Pongsan, Hwangsan, Anju 地方民情視察報告書: 開城, 鳳 山, 黄山, 安州	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中枢院 Stationery	1927	1 vol.	4149.4.4081
3	Ri Kōshoku [i.e., Yi Hang-sik] 李恒植	Kyūkanshū chōsa: Heinan chihō fukumeisho 旧慣習調査: 平南地方復命書	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中枢院 Stationery	1925	1 vol.	4150.49.4092
4	Ri Kōshoku [i.e., Yi Hang-sik] 李恒植	Kyūkanshū chōsa. Zenhoku kannai 旧慣習調査: 全北管内	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中枢院 Stationery	1924	1 vol.	4150.49.4092.1

東洋文化研究所紀要 第165冊

5	Terasawa Tokusaburō 寺澤徳三郎 and Gen Yōshō [i.e., Hyōn Yang-sōp] 玄陽燮	Kanshū chōsa. Kōkaidō chihō 慣習調査：黄海道地方	Ms, written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	1924	1 vol.	4150.49.4321
6	Katsuragi Sueji 葛城末治	Kanshū chōsa. Kōgen chihō 慣習調査：江原道地方	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総督 府中樞院 Stationery	1926	1 vol.	4150.49.4453
7	Kim Tonki [i.e., Kim Ton-hūi] 金敦熙	Heian Hokudō Kōkai Sozan Shōsei-gun shutchō hōkokusho: kon in oyobi gaita[chi] fūzoku chōsa 平安北道江界楚山昌城郡出張報 告書：婚姻及外他[地]風俗調査	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	1930	1 vol.	4150.49.8007
8	.	Neihen ni okeru kon'in ni kansuru kanshu 寧邊ニ於ケル婚姻ニ関スル慣習	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	n.d.	1 vol.	4174.49.3304
9	Tei Heicho [i.e., Chōng Pyōng-jo] 鄭丙朝	Ryōan kisai jikō: Zennan Chōjō Rashū Kōshū Junten 量案記載事項：全南長城羅州光州 順天	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	1920	1 vol.	4108.9.8214
10	Tei Heicho [i.e., Chōng Pyōng-jo] 鄭丙朝	Gogun no kyūkan chōsa hōkokusho: Keihoku Tatsujō Zen Kinsen Chūnan Taiden Chūhoku Seishū Zen Chūshū 五郡の旧慣調査報告書—慶北達 城全金泉忠南大田忠北清州全忠 州	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	1919	1 vol.	4108.9.8214.1
11	Ariga Keitarō 有賀啓太郎	Koseki ni kansuru jikō: Chūwa- gun Taishō ninen nigatsu jūshichinichi yori Taishō ninen nigatsu jūshichinichi 戸籍ニ関スル事項：中和郡 自大 正二年二月十七日大正二年二月 十七日 (原文通り)	Ms. written on Chōsen Sōtokufu Chūsūin 朝鮮総 督府中樞院 Stationery	1913	1 vol.	4891.8.4434

左側の番号は筆者。記号「・」は原文記載なしの箇所。

## II 資料の形態および内容の概要

ここでは「UCB 資料」について、資料の形態および内容の概要を紹介し、その過程で表1の Bibliographic information に示された調査・報告者名、資料

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

名、管轄機関名、日付などが、正しく附されているかどうかを検証していくことにする。

1 Saitō Risaburō, Jisatsu chōsa (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1925) 齋藤利三郎『寺刹調査』朝鮮総督府中枢院, 1925年

同資料は、朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きのペン字）を用いた本文34枚（見開き）と、寺刹の地理的位置や内部施設の配置などを描いた手書きの挿入絵6点からなる。資料の一番前の頁には、大正14（1925）年7月18日付けで、調査・報告者である朝鮮総督府の「中枢院囑託齋藤利三郎」から、同中枢院議長宛てに提出した「復命書」が附されている（括弧（ ）内の西暦は筆者。以下、同）。そこには、同年3月26日から同30日までの5日間、「江原道鐵原郡」、「咸鏡南道安寧郡」へ出張・調査し、復命すると記されている。

続いて2枚目には「寺刹調査」と題された「目次」があり、そこには「一、釈王寺畧図、一、位置及交通、一、風致及由来、一、事跡、一、所有土地、一、門、一、殿堂楼閣、一、厨房、一、執務機関、一、教育及布教、一、僧尼ノ戒定慧及衣冠、一、僧尼ノ日課及勤行、一、年中行事、一、僧尼ノ遊戯及娯楽、一、食事、一、山菜・野菜及海菜、一、菓子、一、山内及山外末寺、一、釈王寺薬水、一、深源寺及境内畧図、一、普賢寺及境内畧図」という、全22項目からなる調査項目が列記されている。

以上のことから、同資料は朝鮮半島のやや北部に位置する江原道と咸鏡南道に所在する釈王寺、深源寺、普賢寺などの寺刹および、その僧侶に関するすべての事項を詳細に調べて報告した調査報告書であることがわかる。

- 2 Cho Pöm-ha, Chibang minjöng sich'al pogosö: Kaesöng, Pongsan, Hwangsan, Anju (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1927) 趙範夏『地方民情視察報告書——開城, 鳳山, 黃山, 安州』朝鮮総督府中枢院, 1927年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きの筆字、文中の助詞はハングルとカタカナの二重表記）を用いた本文42枚（見開き）からなる同資料には、内表紙（資料の原表紙。以下、同）があり、そこには「囑託趙範夏 地方民情視察報告書 開城, 鳳山, 黃州, 安州」と記されている。それに続けて、本文前の頁には、朝鮮総督府中枢院の「囑託趙範夏」から同議長宛てに提出した「復命書」が附されている。それによると、昭和2（1927）年2月14日から同24日までの11日間、「京畿道開城」, 「黃海道鳳山」, 「黃州」, 「平安南道安州」の計4郡へ、「民情視察ノ命」を承けて出張したとされる。

ここで、表1の「UCB資料」名にある「黃山」という表記は、この「黃州」の誤記であることが確認される。したがって、「UCB資料」名は、正しくは、Cho Pöm-ha, Chibang minjöng sich'al pogosö: Kaesöng, Pongsan, Hwangju, Anju (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1927) 趙範夏『地方民情視察報告書——開城, 鳳山, 黃州, 安州』朝鮮総督府中枢院, 1927年, とすべきであると指摘できる。また、資料名のみ、ローマ字表記が韓国語読みに基づくものになっている。この点についても他資料との間に統一を計るべきであった。

同資料は「視察事項」として、「最近地方民情中特ニ注意スベキ事項」, 「本府, 道, 府郡行政ニ対シテ人民ノ特ニ悦服シ又ハ不平ヲ抱ケル事項アレバ其ノ詳細」, 「産米増殖計画ノ実施（水利事業共）縁故林譲与及自家用煙草耕作廃止等ニ対スル地方人民ノ感想」（括弧（ ）内は原文）の3点を挙げている。引き続き、本文には、それら「視察事項」のうち、特に「最近地方民情中特ニ注意スベキ事項」について、まず前半部分で上記4地方の「人民の生活状態と教育」に対する世論の「総括的大要」と称し、生活, 社会, 教育, 産業などに至るまでの

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

現状を報告している。そこには、地方民の生活状況の厳しさや問題点が取り上げられており、それらを改善してほしいとする地方民から当局に対する「要望」が記述されている（見開き7枚）。つぎに、後半部分では、安州、黄州、鳳山、開城の各地方別の問題点、なかでも経済状態についての詳細が述べられ、同じく各地方民から当局に対する「要望」が記されているのが、特徴である。以上のことから、同資料は慣習を調査した、いわゆる慣習調査報告書とは言えないが、当時地方民の生活実態や当局と地方民との関係、地方民情視察なるものの性格などを知る上では、貴重な資料になっていると言える。

3 Ri Kōshoku [i.e., Yi Hang-sik], Kyūkanshū chōsa: Heinan chihō fukumeisho (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1925) 李恒植『旧慣習調査——平南地方復命書』朝鮮総督府中枢院, 1925年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きの筆字）を用いた本文8枚（見開き）からなる同資料には、本文前の頁に調査員である「参議李恒植」から中枢院議長宛てに提出した「復命書」が、大正14（1925）年5月付けで附されている（日にち、不明）。それによると、出張および調査の期間は同年3月25日から同29日までの5日間であり、調査地域は「平安南道管内大同及成川郡」であり、調査の目的は「旧慣調査」であった。

調査事項は、「一、年中行事、一、大典会通刑典禁制条、一、大明律男女婚姻ノ条、一、刑法大全第五百六十一条、一、刑法大全第五百六十三条、一、現時普通親族範囲、一、現時次養子戸主死亡財産相続、一、水流利用、一、流水使用权、一、築沢及分畚」という、全10項目であった。

本文の内容を見ると、1枚目に、上記調査事項のうちの「年中行事」について、正月から12月までの月別行事名およびその内容が、そして2枚目から4枚目までは残りの上記9項目の調査事項について、その詳細が問答の形式で記述されている。最後の頁には、「応答者」として大同郡、成川郡で、それぞれ

2名ずつの住民の名前が挙げられており、引き続き「成川郡ニ於ケル慣習ハ大同郡ト差異ナキヲ以テ之ヲ省略ス」と記されている。このことから、以上の調査事項に関する記述は、大同郡におけるものであったことが確認される。

以上のことから、同資料は民事に関する慣習を調査した、いわゆる慣習調査報告書であることがわかる。

ところで、同資料の「UCB資料」名が、「Kyūkanshū chōsa: Heinan chihō fukumeisho 旧慣習調査：平南地方復命書」(下線・傍点は筆者、以下同)となっているが、これは「Kyūkan chōsa: Heinan chihō fukumeisho 旧慣調査：平南地方復命書」、または「Kanshū chōsa: Heinan chihō fukumeisho 慣習調査：平南地方復命書」の誤りであると指摘できる。その理由は、まず、同資料のどこにも「旧慣習」という表記は見当らず、上記「復命書」にも「旧慣」となっていることが確認されるからである。さらに、当時の統監府および朝鮮総督府における韓国・朝鮮の慣習調査事業および慣習調査報告書など、様々な関連資料には「旧慣調査」、「慣習調査」(傍点筆者)という言葉を用いていたことが挙げられる。そうした事実にも照らしてみても、同資料名にある「旧慣習」という表記は誤りであることが判明する。このような誤記は、おそらく、UCBのthe C. V. Starr East Asian Libraryか、あるいはその前身であったEast Asian Libraryかにおいて<sup>(10)</sup>、あとから資料名を附する際に起った誤謬であろうと推測する。

4 Ri Kōshoku [i.e., Yi Hang-sik], Kyūkanshū chōsa. Zenhoku kannai, (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1924) 李恒植『旧慣習調査——全北管内』朝鮮総督府中枢院, 1924年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きの筆字）を用いた本文7枚（見開き）からなる同資料には、本文前の頁に調査員である「参議李恒植」が同中枢院議長宛てに提出した「復命書」が、大正13（1924）年4月25日付けで附されている。それによると、出張および調査の期間は、同年3月3日から同

10日までの8日間であり、調査地域は全羅北道の錦山郡、茂朱郡の計2郡であった。調査の目的については「旧慣調査ヲ命セラレ」と記されている。ここからは、調査員の李恒植は、前掲資料3番の大正14(1925)年3月の「平安南道管内大同及成川郡」の調査の前に、つまりその前年の大正13(1924)年3月に、すでに「全羅北道の錦山郡、茂朱郡」へ調査・出張した経験をもっていたことがわかる。

本文には年中行事の紹介に続き、調査事項として「一、相続開始の場所の慣習」(原文の助詞はハングル。日本語訳。筆者。以下、同)、「二、相続開始による戸籍の異動等に対する慣習」、「三、庶子の分家の境遇には所生母(父の妻)は当分分家に入るか又父の生存か否かに依って異なるところあるか或は嫡母の有無に依って異なるところではないか、尚父の死亡後であれば事実上庶子の分家に生母の入室することがあるが、此は分家と共に当然入室することではなく分家戸主の親族入室に入室する観念ではないかという点」(括弧( )内は原文)、「四、庶子は其所生母死亡した時はいかなる媳服に服する慣習」(原文通り)、「五、庶子は嫡母の有無に依って所生母の服を異にするか又階級に依って異にすることはないか」、「五、相続人は排除すること有るか」という全5項目が挙げられている。調査は問答の形式であり、それに対する応答者は錦山郡、茂州郡で、それぞれの住民、各2名ずつであった。以上のことから、調査事項の内容が、特定の具体的な民事関連の慣習について、詳細に調べたものであることがわかる。

以上のことに加えて、前述の資料3番同様、同資料もまた、同じような理由による「UCB資料」名の誤りが目につく。同資料名について表1の「UCB資料」名は、「Kyūkanshū chōsa. Zenhoku kannai 旧慣習調査:全北管内」(下線・傍点は筆者)となっているが、正しくは「Kyūkan chōsa. Zenhoku kannai 旧慣調査:全北管内」、または「Kanshū chōsa. Zenhoku kannai 慣習調査:全北管内」とすべきであったと指摘できる。

- 5 Terasawa Tokusaburō and Gen Yōshō [i.e., Hyōn Yang-sōp], Kanshū chōsa. Kōkaidō Chihō (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1924) 寺澤徳三郎・玄陽燮『慣習調査——黃海道地方』朝鮮総督府中枢院, 1924年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙，手書きの筆字）を用いた本文43枚（見開き，内表紙含み）からなる同資料には，本文前の頁に同「中枢院属寺澤徳三郎」と「全雇玄陽燮」により，同中枢院議長宛てに提出した「復命書」が，大正13（1924）年3月31日付けで附されている。それによると，出張および調査の期間は同年3月8日から同16日までの9日間であり，調査地域は黄海道の海州郡，長□郡（□は判読不能の字），信州郡の計3郡であった。そして，出張の目的は「慣習調査」であったとされる。

本文は，上記3郡別に，調査に対するそれぞれの応答者（各4名ずつの住民），問答の形式による調査事項，そして農夫歌の順で記されている。そのうち調査事項の内容は，つぎのように，各郡において異なるものとなっている。

まず海州郡においては，「一，宗家及門中財産，二，宗中門中ヲ代表スル者，三，庶子アル者ト養子，四，女戸主，五，相続ノ開始，六，土地ノ所有者変更ト納税，七，小作ノ変更時期，八，分家，九，庶子カ嫡子ナクシテ承嫡セラレタルトキハ所生母（父ノ妻）ニ対スル服如何，十，相続人ノ廢除，十一，本家無後トナリシヲ以テ支家ニ於テ其ノ祭祀ヲ行ヘ来リシモノヲモ宗孫ト称スルノ慣習アリヤ」（括弧（ ）内は原文）の全11項目となっている。

つぎに，長□郡においては（□は判読不能の字），「一，相続財産ノ分配」（助詞はハンゲル。日本語訳は筆者。以下，同），「二，相続ノ承認ト財産ノ分離」，「三，宗中，門中財産」（句読点，原文），「四，庶子アル者カ他ヨリ嫡子ヲ養子ト為スノ慣習アリヤ」，「五，女戸主」，「六，宗家ノ無後ト支家ノ祭祀撰祀」，「七，庶子承嫡ト碁服」の7項目であり，最後に「長□ノ農夫歌」（□は判読不能の字）が1曲記されてある。

最後に，信州郡については，調査事項が「年中行事及風俗慣例」となっており，そこには旧正月から12月までの行事内容の詳細が11枚（見開き）にわ

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

たって記述されている。そして、その後「迷信ト、民謡」(句読点、原文)、「農歌」,  
「蠶歌」,「上大嶺歌」からなる3枚(見開き)が続く。

6 Katsuragi Sueji, Kanshū chōsa. Kōgen chihō (Chōsen Sōtokufu Chūsūin,  
1926) 葛城末治『慣習調査——江原地方』朝鮮総督府中枢院, 1926年

朝鮮総督府中枢院用箋(12行罫紙, 手書きの筆字)を用いた本文45枚(見開き, 内表紙含み)からなる同資料には, 本文前の頁に「属葛城末治」と「囑託朴承章」により同中枢院議長宛てに提出した「報告書」と記されたものが, 大正15(1926)年11月付けで附されている。

その「報告書」によると, 出張および調査の期間は同年10月17日から同30日までの14日間であり, 調査地域は江原道の原州郡, 横城郡, 洪川郡, 春川郡の計4郡であった。そして, その目的は「慣習調査」であったと記されている。以上のことから, 同資料では, これまでに他の資料で見られたような「復命書」という表現を用いておらず, そのうえ日にちも記されていないが, 同資料にある「報告書」とは, 他の資料にある「復命書」のことを指すものであると言える。

本文では, 最初の頁に上記各郡の住民からなる応答者の名前を4名ずつ, 計12名挙げており, また調査事項に関する本文の内容は, 各郡別ではなく, 各項目別にわけて詳細に記述する形式をとっている。調査事項の具体的な項目を見ると, 「飲食」(見開き1枚半。以下, すべて見開き), 「家屋」(2枚, 手書きの図挿入1点), 「衣服」(1枚), 「冠婚葬祭」(冠礼2枚半, 婚礼8枚, 喪礼4枚, 祭礼1枚の計15枚), 「出生」(2枚半), 「迷信」(5枚), 「医薬」(2枚), 「娯楽及遊戯」(1枚), 「年中行事」(1枚), 「俚諺」(15枚。漢字, ハングル併用)」となっている。

加えて, 表1の「UCB資料」名が, Katsuragi Sueji, Kanshū chōsa. Kōgen chihō (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1926) となっているが, 上記「報告書」で

見られるように、調査・報告者は Katsuragi Sueji と朴承章 (Bok Shōshō [i.e., Park Sūng-jang]) の二人であった。したがって、同資料名は正しくは、Katsuragi Sueji and Bok Shōshō [i.e., Park Sūng-jang], Kanshū chōsa. Kōgen chihō (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1926) 葛城末治・朴承章『慣習調査——江原地方』朝鮮総督府中枢院, 1926年, とすべきである。

7 Kim Tonki [i.e., Kim Ton-hūi], Heian Hokudō Kōkai Sozan Shōsei-gun shutchō hōkokusho: kon'in oyobi gaita[chi] fūzoku chōsa (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1930) 金敦熙『平安北道江界楚山昌城郡出張報告書——婚姻及外他[地]風俗調査』朝鮮総督府中枢院, 1930年

朝鮮総督府中枢院用箋(12行罫紙, 手書きの筆字)を用いた本文18枚(見開き, 内表紙含み)からなる同資料には、本文前の頁に「婚姻及外他風俗調査 平安北道江界楚山昌城郡出張報告書 囑託金敦熙」(傍点, 筆者)と書かれた内表紙が附されている。

また他の資料で見られるような「復命書」, または「報告書」なるものは附されておらず, その代わりに平安北道の江界郡, 楚山郡, 昌城郡の各郡別の本文の冒頭に, 調査対象の地域名と調査期間が直接記されている。それらによると, 調査地域および調査期間として, 江界郡に昭和5(1930)年10月10日, 楚山郡には同10月13日, 昌城郡には同10月15日に出張していた。また本文の形式をみると, 調査者と, 各郡それぞれ2名, 4名, 2名の住民からなる応答者との間に行われた, 問答の形式をとっている。

調査事項は, 従来の旧土地文記に記載する「元嶺, 堰, □, □, 石磊, 唐葬及び柴山」の意味, および「婚姻ノ慣例」, 「普通風俗ノ特異ナル者<sub>マ</sub>」の三つであり, そのうち, 「元嶺」については, 8点の手書き絵をもって説明している (□は判読不能の字)。

引き続き, 資料名のことについて若干の検討を加えたい。表1の「UCB資

料) 名は、同資料の上記内表紙にある「外他」という表記を、「外他[地] gaita[chi]」として修正・補足することをもって、同資料名が「婚姻及外地 (gaichi) 風俗調査」(傍点、下線、筆者)とも読み取れるように記しているが、これは原文とおりに「外他」とすべきであったと考える。その理由は、資料の性格が、韓国・朝鮮において調査・報告された、当地の韓国・朝鮮の慣習や風俗などに関する調査報告書であるからである。それに対し、「外地」(gaichi)という表記を用いるのは不自然になるのである。つまり、当地において、当地のことを指して「外地」と言うことは有りえない。したがって、そもそも同資料の上記内表紙に記されている「外他」という表記を gaita と読むのではなく、「その外」(sonohoka)、あるいは「その他」(sonota)と読むべきであったと考える。

以上のことを整理すると、同資料名は Heian Hokudō Kōkai Sozan Shōseigun shutchō hōkokusho: kon'in oyobi sonohoka (sonota) fūzoku chōsa 『平安北道江界楚山昌城郡出張報告書——婚姻及外地風俗調査』(下線・傍点は筆者。以下同)にすべきであると考えられる。

8 Neihen ni okeru kon'in ni kansuru kanshu (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, n.d.)  
『寧邊ニ於ケル婚姻ニ関スル慣習』朝鮮総督府中枢院(作成者名、作成年不明)

朝鮮総督府用箋(13行罫紙、手書きの筆字)を用いた本文7枚(見開き、内表紙含み)からなる同資料には、本文前の頁に「目次 寧邊ニ於ケル婚姻ニ関スル慣習」という内表紙が挿入されている。そして、本文が朝鮮総督府用箋を用いていることとは異なり、この「目次」なる1枚のみ同中枢院用箋が用いられている。また、本文の朝鮮総督府用箋には、手書きの筆字で「三三」から「三八」までの枚数(見開き)が附されている。このことから、同資料は元来、あるまとまった全体資料のなかの一部を成すものであったろうことが、容易に推測される。そのためか、本文前に「復命書」、あるいは「報告書」なるもの

は附されていない。さらに、同資料の調査・報告者および調査期間も不明のままになっている。

本文の内容をみると、寧邊地方の婚姻慣例として、男女の婚姻年齢をはじめ、「請婚書及許婚書ノ式」として、全12段階からなる婚礼のすべての過程が式順に沿って詳細に述べられている。同資料の最後の部分は、寧邊地方の婚姻慣例が「他ノ地方ト異ナル所」として3点の特徴を挙げて、まとめている。

以上のことから、特に朝鮮総督府用箋に附された枚数を示す数字から鑑みると、同資料は元来、朝鮮総督府のある部署が調査してまとめた、ある全体資料の中で、あとから同中枢院において寧邊地方の婚姻慣例に関する報告書の部分のみを抜粋し、他の資料とともにまとめて綴ったものではないかと推定される。

9 Tei Heicho [i.e., Chǒng Pyǒng-jo], Ryōan kisai jikō: Zennan Chōjō Rashū Kōshū Junten (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1920) 鄭丙朝『量案記載事項全南長城羅州光州順天』朝鮮総督府中枢院, 1920年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きの筆字）を用いた本文6枚（見開き。内表紙含み、整理表除き）からなる同資料には、外側に報告書の整理表なるものが1枚あり、引き続き本文前の頁に内表紙が1枚附されている。そして、これまでに他の資料で見られたような「復命書」、または「報告書」なるものは存在しない。本文の始まりの部分には、調査期間、調査事項に関する応答者（住所、名前、年齢、職業）が記されており、続けて問答の形式をとった本文内容が綴られている。同資料の詳細は、つぎのとおりである。

まず、整理表なるものには、資料の番号（「172」）、調査事項（「量案記載事項」）、調査地域（「全南 長城 羅州 光州 順天」）、調査期間（「自大正九（1920）年二月三日 至大正九（同）年二月十七日」）、調査員（「調査 通訳 副賛議兼囑託 鄭丙朝」）の6つの事項が記載されている。

つぎに、本文前の内表紙には「全南各郡量案調査報告書 八年二月十七日」という手書きの筆字と、その横に「大正九（1920）年二月十七日 中枢院受付」という小さい四角い印がある。ここから推定されることは、おそらく内表紙は調査・報告者が直接記したものであり、その際の年度表記が「[大正]八（1919）年」（括弧〔 〕は筆者）として誤記されていたが、それを受け付けた朝鮮総督府中枢院が、「大正九（1920）年」に訂正して、表記したであろうということである。

続いて、本文を見ると、「量案調査記」として、大正9（1920）年2月4日に全羅南道長城郡、同6日に同羅州郡、同8日には同光州郡、同13日には同順天郡において調査が行われ、各郡それぞれの住民3名ずつが応答者であったことが記されている。本文は、調査者とそれら応答者との間に問答の形式をとって記述されている。調査事項は、各郡に対して同じく「本郡量案中官三堂三ノ意ハ如何ナルモノカ」となっている。

以上のことから、同資料は、全羅南道の上記4郡の量案には「官三堂三」と記載する慣習があり、その文字の意味について調べた慣習調査報告書であることが明らかになる。言い換えると、同資料は量案記載上の「官三堂三」という、ある単一の特殊な慣習について重点的に調べた調査報告書であったことがわかる。

10 Tei Heicho [i.e., Chǒng Pyǒng-jo], Gogun no kyūkan chōsa hōkokusho: Keihoku Tatsujō Zen Kinsen Chūnan Taiden Chūhoku Seishū Zen Chūshū (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1919) 鄭丙朝『五郡の旧慣調査報告書——慶北達城全金泉忠南大田忠北清州全忠州』朝鮮総督府中枢院, 1919年

朝鮮総督府中枢院用箋（12行罫紙、手書きの筆字）を用いた本文57枚（見開き、内表紙含み、最後の2枚は空欄）からなる同資料には、本文前の頁に「慶北達城、全金泉、忠南大田、忠北清州、全忠州、五郡ノ旧慣調査報告書」（句読点、

筆者) という内表紙がある。そのつぎの頁には「復命書」、または「報告書」という題は附されていないものの、「參議鄭丙朝」により、朝鮮総督府中枢院の「出張命令」を受けて大正12(1923)年8月22日から、上記5郡を調査して同年9月4日に「復命ス」とした内容が記されている。

本文は、冒頭で、上記5郡における各々の「旧慣調査記」と称して、調査期間、応答者(原文は「応答人」。各郡の住民3名ずつ)が記されており、そのあとに調査事項(問答の形式)の順になっている。具体的な調査期間については、大正8(1919)年8月23日に慶尚北道達成郡(見開き11枚)、大正12(1923)年8月27日に同金泉郡(同9枚。調査事項関連書類の挿入1枚)、同29日に忠清南道大田郡(同8枚。同挿入3枚)、同31日に忠清北道清州郡(同8枚。同挿入1枚)、同年9月2日には同忠州郡(同7枚)へ出張していたことが記されている。ここで最初の調査地域であった慶尚北道達成郡への出張日が大正8(1919)年8月23日になっているが、大正12(1923)年8月23日の誤記であることが明らかとなる。

調査事項は、上記5郡における「小作制度ニ関スル事項」(達成郡のみ全8問、他の4郡は全9問ずつ)、「入会権ニ関スル事項」(各郡すべて全11問)、「保証ニ関スル事項」(各郡すべて全7問)、「親族ニ関スル事項」(各郡すべて全3問)であった。その中で、特に「小作制度ニ関スル事項」については、それぞれの郡における「小作証」、「委任状」、「移作票」、「土地移作票」などの小作権関連書類の見本(いずれも手書きのペン字)や、「土地小作証書」の様式および関連の法律条文(印刷体。法律名は不明)などが、挿入されている。

同資料の特徴としては、調査事項の全項目における質問の内容が非常に詳細な形で記述されており、調査事項に対する正確、かつ厳密な意味を求めていることが挙げられる。そのため、質問の記述がかなり長くなっていることが目につく。

そうした同資料の体裁から考えられるのは、それらの質問が、すでに調査済

みのある事項に対する再調査であったか、またはある問題関心（調査目的）に基づいて調査すべき明確な事項が予め用意されており、そのための質問内容もまた予め理路整然と用意されていたものであったか、そのいずれかであったと考える。したがって、同資料における調査は、当時実生活で行われていた、ある特定の慣習に対する正確な法的意味を追求する性格を帯びた調査であったと、見受けられる。ここで、ある特定の慣習とは当時の韓国・朝鮮の慣習であり、法的意味とは当時の日本の法律における意味を指すものとなろう。

以上のことをまとめると、まず、表1の「UCB資料」で同資料の調査報告年度を表す1919年という表記は、1923年の誤りであったことか指摘できる。おそらく最初の出張地域であった上記慶尚北道達成郡の出張日を参考にしたためであろう。つぎに、資料名で、「同」の古字である「全」を「全」と読み、Zenと表記しているが、これはDōとすべきであった。

11 Ariga Keitarō, Koseki ni kansuru jikō: Chūwa-gun Taishō ninen nigats jūshichinichi yori Taishōninen nigatsu jūshichinichi (Chōsen Sōtokufu Chūsūin, 1913) 有賀啓太郎『戸籍ニ関スル事項：中和郡 自大正二年二月十七日 大正二年二月十七日』朝鮮総督府中枢院，1913年

同資料の題について、表1の「UCB資料」には「中和郡」のみ記されているが、同資料は「中和郡」の外に、「鎮南浦」、「晋州」を含む計3地域へ出張して作成した三つの個別的調査報告書からなるものである。それら三つの個別的調査報告書には、それぞれ表紙を兼ねた整理表なるものとして「出張報告書」と題されたものが附されており、それらによると、調査の目的は上記3地域ともに「戸籍ニ関スル事項」であった。調査期間は、「中和郡」が大正2（1913）年2月16日から同17日までの2日間、「鎮南浦」が同14日から同15日までの2日間、「晋州」が同27日から同3月11日までの13日間となっている。調査員は、3地域ともに「調査員属有賀啓太郎、通訳囑託金漢陸」となっている。

そして、三つの「出張報告書」のうち、最初の「中和郡」にのみ、資料全体の整理番号として「42」という数字が附されている。したがって、この整理番号なるものに基づいて、三つの「出張報告書」は「戸籍ニ関スル事項」という一つの資料として取り扱われていることが明らかとなる。

以上のことを踏まえて、以下では表1の「UCB資料」に附された同資料の題を含む表記の正誤について検証したい。まず、「中和郡」における調査の始まりが「自大正二（1913）年二月十七日」（傍点筆者。以下、同）となっているが、正しくは「同十六日」であったことが指摘できる。つぎに、調査期間の表記と関連し、表1の「UCB資料」には調査の開始日を表す「自」は記されているものの、調査の終了日を表す「至」が抜けていることがわかる。ここは、「自至」の形を整えるべきであった。さらに、資料名についても、調査地域として、「中和郡」のみならず、「鎮南浦」と「晋州」を加えるべきであった。さらに、そのことと関連し、調査終了日についても、それら3地域の調査がすべて終了した「大正二（1913）年三月十一日」をもって記すべきであったと指摘できる。最後に、これまでに見てきた他の資料同様、調査員についても全員の名前を記すべきであった。以上のことを整理すると、同資料名は、正しくはつぎのとおりとなる。

Ariga Keitarō and Kin Kanbok [i.e., Kim Han-mok], Koseki ni kansuru jikō: Chūwa-gun Chinnanpo Sinsū Taishō ninen nigatsu jūrokunichi yori Taishōninen sangatsu jūichinichi made (Chōsen Sōtokufu Chūsūin) 有賀啓太郎・金漢陸『戸籍ニ関スル事項: 中和郡 鎮南浦 晋州 自大正二年二月十六日 至大正二年三月十七日』朝鮮総督府中枢院, 1913年

引き続き、以上の「UCB資料」名の表記に対する正誤の検証に加え、同資料の本文を見ていきたい。本文前の頁には、まず「目録」があり、そこには「中和郡ニ於ケル戸籍ニ関スル事項 一頁、鎮南浦地方ニ於ケル戸籍ニ関スル事項 六〔頁〕（括弧〔 〕は筆者。以下同）、晋州郡ニ於ケル戸籍ニ関スル事項 一〇～八三

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

[頁]と記されている。そして、本文の記述は、「中和郡」の住民5名、「鎮南浦」の住民7名、「晋州」の住民（人数不明）からなる応答者と、調査者との間に行われた問答の形式がとられている。

調査事項、つまり具体的な「戸籍ニ関スル事項」の質問内容を見ると、「隠居」という事項と「女戸主」という事項について調べたものである。それらの質問と応答の分量は「中和郡」が1枚半（見開き）、「鎮南浦」が2枚（同）であり、「晋州」は本文が附されておらず、後述の民籍簿のみ附されている。そのため、「晋州」に関する本文の枚数は不明である。

同資料の特徴としては、各郡ともに以上の本文を除く部分は、すべて当時の戸籍簿であった民籍簿の謄本からなっていることが挙げられる。そうした民籍簿の謄本は「中和郡」が11点、「鎮南浦」が37点、「晋州」が7点である。このように、同資料が実際の民籍簿の謄本を挙げている理由は、同資料によると民籍簿上の記載事項のひとつである「戸主となった原因」（原文は漢字とハングルの混合文。日本語訳、筆者）の欄に、「隠居」と記載されているものが多かったためであるとされる。したがって、それは「如何ナル事実ニ基ケルモノナルヤ」を知るための調査であったことが示されている。実際に、同資料には、そのことを確認するため、「中和警察署」に問い合わせをしており、上記「中和郡」の「出張報告書」には、同警察署との間に「取調方依頼」と「復命書」という形で行われた往復書信が、計5枚（見開き）挿入されている。また、「鎮南浦」においては、同書記から調査員有賀啓太郎に宛てた答申が1枚（見開き）あり、さらに同地域では「隠居」と「女戸主」のほかに、「中草」という戸籍関連事項の意味についても調べられていたことが示されている。

### Ⅲ 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業

以下では、朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業および慣習

関連政策の内容および進捗状況を概観しつつ、表1の「UCB資料」との関係から、その中で特に調査項目を中心に見ておくことにする。そのために有効な典拠として、主に『朝鮮旧慣制度調査事業概要』（朝鮮総督府中枢院、1938年刊）に基づき、論を進めることにする。同書は、統監府時代から朝鮮総督府時代に至るまでの韓国・朝鮮の慣習調査事業の全過程に関する唯一の概説書であるとされるためである<sup>(11)</sup>。

## 一 朝鮮総督府中枢院における慣習調査事業

「中枢院」とは、古く高麗王朝（918-1392年）初期の991年に創設され、主に宿衛、軍機などを司った官庁であり、朝鮮王朝（1392-1910年）初期は政令出納、軍政、警備などを司り、軍参謀部の役割を果たしていた<sup>(12)</sup>。その後大韓帝国（1897-1910年）時代には、当時最高政策決定機関であった議政府に対する諮問機関として機能していたが、日韓併合になると、朝鮮総督府は「中枢院」を朝鮮総督の諮問機関とした。

1910年9月30日に公布された「朝鮮総督府中枢院官制」（勅令第355号、同10月1日施行）は<sup>(13)</sup>、つぎのとおりである。

第一条 朝鮮総督府中枢院ハ朝鮮総督ニ隷シ朝鮮総督ノ諮問ニ応スル所トス

第二条 中枢院ニ左ノ職員ヲ置ク

議長		
副議長	一人	親任待遇
顧問	十五人	勅任待遇
賛議	二十人	勅任待遇
副賛議	三十五人	奏任待遇
書記官長		勅任

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

書記官	二人	奏任
通訳官	三人	奏任
属	専任三人	判任

- 第三条 中枢院議長ハ朝鮮総督府政務総監ヲ以テ之ニ充ツ  
議長ハ院務ヲ総括シ中枢院ヨリ発スル一切ノ公文ニ署名ス  
中枢院副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第四条 顧問ハ院議ヲ審定ス
- 第五条 賛議及副賛議ハ院議ニ参与ス但シ決議ニ加ハルコトヲ得ス
- 第六条 副議長、顧問、賛議及副賛議ハ朝鮮総督ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

(中略)

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ施行ス

議長は日本人の政務総監が兼任したが、副議長、顧問、賛議、副賛議（1921年に賛議と副賛議を統合して参議とする）は、日韓併合に功績の大きかった旧大韓帝国の新日派の韓国・朝鮮人の大臣や官僚などの人事で構成し、植民地統治に韓国・朝鮮人も参与させることを標榜した。しかし、同中枢院は1945年に韓国・朝鮮が独立するまで存続したにもかかわらず、その間に政策諮問は1件も行われていなかった<sup>(14)</sup>。その意味では形だけの組織であった。そうした名ばかりの朝鮮総督の諮問機関としての機能とは別に、1915年4月30日に「朝鮮総督府中枢院官制改正ノ件」（勅令第62号）が公布・施行され<sup>(15)</sup>、上記「朝鮮総督府中枢院官制」（勅令第355号）の第一条に「前項ノ外朝鮮総督ハ中枢院ヲシテ朝鮮ニ於ケル旧慣及制度ニ関スル事項ヲ調査セシムルコトヲ得」という条項が加えられた。これによって、同年5月1日より慣習調査事業を所管

することになった。また、「中枢院職員は併合当時韓国政府に在職せる有職者中の主なるものを網羅し、其の該博なる知識と経験とは最も旧慣制度調査に適すと認められたる」<sup>(16)</sup>とし、現地の韓国・朝鮮の慣習に明るい、韓国・朝鮮人による諮問を必要としていた。そのため、韓国・朝鮮人の同中枢院職員は「中枢院会議」とおして「旧慣の改正」に際し、「旧慣諮問」を行うことになった。また、同中枢院では、以上の「旧慣」調査、「旧慣諮問」に加え、「旧慣」審査と「旧慣」審議も行っていった。ここでは、「旧慣諮問」については全8の「諮問案」が取り扱われていた事実のみを記しておき、「旧慣」審査と「旧慣」審議については後述することにする。

以上のようにして朝鮮総督府中枢院は、統監府時代の不動産法調査会、法典調査局を経て、朝鮮総督府時代の朝鮮総督府取調局、同参事官室に続き、韓国・朝鮮の慣習調査事業を所管することになって以来、1937年末まで約23年間続けられた<sup>(17)</sup>。ここで、なぜ調査が1937年までであったか、その理由および背景などについては現在不明のままであるが、本稿では、のちほど若干の考察を加えることにする。

朝鮮総督府中枢院における慣習調査事業の進め方は、時期別に大きく二つに分かれる。まず、1915年から1920年までは大体以前の調査方針を踏襲して、「一、私法に関する慣習の調査を完結し之が編纂を為すこと、二、広く旧来の制度を調査すること、三、行政上及び一般の参考となるべき風俗習慣を調査編成すること」として調査を進めていた<sup>(18)</sup>。つぎに、1921年から1937年までは、それまでに広く「旧慣」調査として進められていたのを、1921年1月に「民事慣習」、「商事慣習」、「制度」、「風俗」の四つに区分し、各々の調査項目を定めて分立した調査を進めていくことにした（以下、四部門別調査と記す）。それを受けて、「風俗」の調査は1921年から、「民事慣習」、「商事慣習」、「制度」の調査は1923年から、それぞれ独立した調査を本格的に開始した<sup>(19)</sup>。

その背景には、冒頭で示した「朝鮮民事令」第11条改正のことがあったと

考える。1912年3月18日の公布当時、同令第1条で、民事に関する事項については、民法をはじめとする全23の日本法を韓国・朝鮮に適用するとしたが、そのうち、「特別ノ規定アル場合」は適用しないとされた<sup>(20)</sup>。その「特別ノ規定」として設けられた同令第11条では、「朝鮮人」の「能力、親族及相続」に関する規定については日本民法を適用せず、「慣習ニ依ル」とした。したがって、韓国・朝鮮の慣習が活かされることになったが、それ以来は同条によって限定された韓国・朝鮮の慣習のみが法的効力を有することになった。それを受けて、当時慣習調査を所管していた朝鮮総督府参事官室では、「民事令の規定に依り、慣習の適用を認めたる事項の範囲を超ゆることを要せず」<sup>(21)</sup>とし、それに合わせた形で調査の範囲を定めた。具体的に、「朝鮮人の能力及無能力者の代理」、「朝鮮人の親族」、「朝鮮人の相続」に関する慣習や、「朝鮮内の不動産に関する権利の種類効力及其の得喪変更に付ての特別の慣習」、「朝鮮人の外関係なき事件に付き公の秩序に関せざる規定に異りたる慣習」などに制限された慣習調査が行われていくことになったのである。

その後、1921年11月14日に同条の第一次改正が行われ<sup>(22)</sup>、「親族、後見、保佐人及無能力者ノ為ニ設クヘキ親族会ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス」とされ、それらに関する日本の民法が韓国・朝鮮に適用されることになった<sup>(23)</sup>。これによって、「能力」の概念や「親族会」によって無能力者のための保護機関が設けられることになるなど、近代法的意味の法律行為に関する条項が韓国・朝鮮に初めて導入された<sup>(24)</sup>。

翌年の1922年12月7日には同条の第二次改正が行われ<sup>(25)</sup>、「婚姻年齢、裁判上の離婚、認知、親権、後見、保佐人、親族会、相続ノ承認及財産ノ分離ニ関スル規定」は、「其ノ限ニ在ス」とする条文が同条に加わり、それらに関してもまた日本民法が適用されることになった。引き続き、同改正では、「分家、絶家再興、婚姻、縁組及協議上の離婚」<sup>(26)</sup>など身分上の法律行為については、「府尹又ハ面長」に届け出ることによって効力を有するとする申告主義がとら

れた。さらに続けて、同条に全8項目の戸籍事項に関する下位条項を設け、朝鮮人の戸籍に関しては同令（「朝鮮民事令」）に委任すること（第十一条ノ二）、戸籍事務の管掌者とその責任などについては日本の「戸籍法」に委任すること（同三）、戸籍事務の監督（同四）、およびその他の過料と罰則（同五－同八）などを内容とする規定を付け加えた。

ところで、この「朝鮮民事令」第二次改正は、同じ年の1922年12月18日に公布された「朝鮮戸籍令」（朝鮮総督府令<sup>(27)</sup>第154号、1923年7月1日施行）の制定と連動するものであった。両法は、抽象的身分実体法としての親族・相続に関する法規、つまりそれらの慣習を規定した「朝鮮民事令」と、それを表現するための附属法としての「朝鮮戸籍令」という関係であったのである。

そもそも朝鮮総督府は日韓併合直後から戸籍法規の制定を計画しており、そのために当時の戸籍法規であった「民籍法」（法律第8号、1909年3月公布・施行）の改正を推進していた<sup>(28)</sup>。「民籍法」は、統監府時代の警務局民籍課によって制定され、日本の戸籍法上の「イエ、本籍、戸主」の概念を初めて韓国・朝鮮に導入し、家内の身分関係を公示公証する8カ条からなる簡単な法律であったため、手続上に不備があった。また、「民籍法」は、その抽象的身分実体法としての民事法規制定のための親族・相続に関する慣習調査が、当時統監府の法典調査局において未だ進行中のところへ制定・施行されたものであった。そのため、当局は各種通牒・回答・訓令・訓達などをもって様々な戸籍関連の問題に対応していた。同時に「戸主変更、養子縁組、婚姻、離婚、離縁、廃家、廃絶家再興、附籍、分家」など、民籍関連の慣習調査が必要に迫られて臨機応変に行われていた<sup>(29)</sup>。そうした状況のなか、1921年によく上記「朝鮮民事令」第二次改正と「朝鮮戸籍令」が制定され、それらがともに1923年7月1日より施行される運びとなり、「民籍法」は廃止されることになった。

そうした「朝鮮民事令」に対する朝鮮総督府の構想は、韓国・朝鮮の慣習を成文化する方向で考えており、日韓併合直後の1910年代には、社会の変化と

ともに従来の慣習（旧慣習）とは異なる新しい慣習（新慣習）が現われると、それらを把握するための新慣習調査を行いつつ、新旧両慣習のうち、新慣習に法的効力を与えていた<sup>(30)</sup>。こうした過程を通して慣習は慣習法となっていた。ところが、そうした朝鮮総督府の「韓国・朝鮮慣習の成文化」の方針は、日本政府による、本国・植民地（内地・外地）「法制一元化」という方針との間に葛藤を生じさせていた<sup>(31)</sup>。そのためか、1920年代中葉から朝鮮総督府は日本政府の主張を大きく意識しつつ、朝鮮総督府の立法原則に符合しない慣習は尊重しないとする方向へと変化していった。その立法原則とは「1927年に朝鮮総督府は、朝鮮慣習の特殊性を一部反映しながらも、日本民法との統一をはかる方法として、成文法制の力をもって慣習法を変更するという法論理を開発した」と把握されるように<sup>(32)</sup>、朝鮮総督府の方針は、従来のありのままの韓国・朝鮮の慣習そのものを成文化するのではなく、先に日本民法との統一をはかった慣習関連の成文法を予め用意しておき、それに符合する形で韓国・朝鮮の慣習および慣習法を変更するというものであった。

そのようにして始まった朝鮮総督府の「朝鮮民事令」改正作業は、1937年に日本政府が民法改正を推進すると、大体の諸調査を終了し、2か年の継続事業として親族・相続法の成文化に着手した。各種委員会の審議、各地方法院長（裁判所長）の諮問、「中枢院会議」の「旧慣諮問」などを乞い、1939年11月に「朝鮮民事令」第3次改正（制令第19号、同10日公布、1940年11月10日施行）<sup>(33)</sup>を見るに至った<sup>(34)</sup>。同改正は、日本の「氏」制度と「婿養子」制度を取り入れ、当時韓国・朝鮮の社会において固く守られてきた「姓」制度の「三不原則」とも言うべき、「姓不変」、「同性不婚」、「異性不養」のうち、「姓不変」と「異性不養」の原則を破った（いわゆる「創氏改名」政策）。つまり、「成文法制の力」をもって韓国・朝鮮の慣習を変更したのである。

以上、1921年が慣習調査事業上に節目の年となっていることについて、「朝鮮民事令」および関連法令である「朝鮮戸籍令」の制定・改正の過程から概観

した。そこからは、まず、親族・相続に関する慣習調査事業は、それらの法令の制定によって調査範囲と調査項目が限定され、またその改正過程で日本法の適用範囲が拡大していく中、最終的には朝鮮総督府の構想する「朝鮮民事令」の方へ向かって収斂していったことがわかった。つぎに、前述の朝鮮総督府中枢院における慣習調査事業が1937年に終了したことについての考察である。1937年とは、「朝鮮民事令」第3次改正の準備作業としての慣習調査が終了していたことと密接な関係にあったことが見えてきた。つまり、同令第3次改正の際に参考資料とすべき慣習調査を1937年に終了し、同年から1939年までの2年間、改正作業に着手していたためであったと言える。

以上のことから、1921年に慣習調査事業を四門別調査に細分化したのは、「朝鮮民事令」の第一、第二次改正と深く関係するものであったことも、また明らかにされる。

以下では、そうした四部門別調査の中で、表1の「UCB資料」がどこに位置するものであったかを、主に調査項目および調査対象地域、調査年などを中心に見ることとする。

## 二 「民事慣習」調査

「民事慣習」調査の経過を、表1の「UCB資料」の調査年、調査方法、調査項目、調査地域などに関連する事項を中心に整理し、簡潔にまとめると、表2のとおりである。

表2 「民事慣習」調査の進捗状況

年度	調査方法	調査の状況
大正4(1915)年	典籍調査	「駅屯土」,「各宮庄土」関連事項の他に「17項目」と、実録の中の法典の他に「12項目」を調査。
	実地調査	特別事項調査のために「陝川」を含む「12地方」と、物権・債権・その他の調査のために「江原道」,「咸鏡北道官内」に出張。

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

大正 5 (1916) 年	実地調査	大体前年度の方針に沿って調査を遂行。
大正 6 (1917) 年	典籍調査	「養子」、「立後」に関する事項の他に「22 項目」を調査。
	実地調査	民事慣習は調査がほぼ完了し、その編纂に着手。同時に、その「補充調査」を遂行。
大正 8 (1919) 年	典籍調査	同年 6 月までに典籍調査を終了したものが「179 件」に達し、「第一次調査」を打ち切る。
大正 9 (1920) 年	実地調査	「第二次実地調査」を開始し、各道に 3～4 の調査区を定めて順次全道にわたる補充調査を遂行。
	(全体)	過去に調査した「報告書」や「典籍調査」で得られた調査資料の編纂を決め、その過程で資料不足の際は随時典籍調査と地方出張を行い、資料を蒐集して編纂することを、「属四人」に分担させて遂行。朝鮮総督府参事官室で立案した能力・親族・相続・遺言・物権・債権・その他の事項からなる調査項目のうち、一部は「調査報告書」編纂のため脱稿し、一部は資料の整理を一応完了。同時に編纂過程で生じる問題については随時補充調査を遂行。
大正 12 (1923) 年	(全体)	四部門別調査のこゝを受けて、参事官室時代から「調査問題綱目」に沿って行ってきた調査方針を変更し、新たに日本民法典の編別順に沿った「民事慣習調査項目」を編成。それに「朝鮮に於ける特種 <sub>マ</sub> の事項を参酌して立案」したものを加え、全 8 章に分け、各章節の下に款項目を設けて分類。
	典籍調査	人員や経費などの理由から、「調査報告書」の記述を一時中止。
大正 15 (1926) 年	典籍調査	実録調査において朝鮮王朝の学者が著述した「禮法書」を調査し、学説を「討究」して資料の蒐集に努める。
	(全体)	「現在慣習法として適用ある親族・相続に関する資料」について、大体その「謄写」「抜粋」を完了して整理すると同時に、一時中止した「調査報告書」の編纂に再着手。
昭和 2 (1927) 年	実地調査	慶尚北道および平安北道管内の 7 郡に対する出張調査を遂行。
	典籍調査	人員の都合上、それまでに蒐集した朝鮮王朝以前の資料に関する「調査報告書」の起稿に着手できずの状態。

昭和3(1928)年	(全体)	引き続き、「調査報告書」の「一、京城に於ける外国人雑居の沿革、二、朝鮮に於ける外国人の土地所有権に関する沿革及現行法令との連絡、三、廢寺財産の要件、四、婚姻の要件」に関する記述を終了。
昭和5(1930)年	(全体)	『小作に関する慣習調査書』(朝鮮総督府中樞院, 1929年。渡邊業志編纂)を脱稿し、印刷して必要な方面に配布。
昭和7(1932)年	典籍調査	「朝鮮史籍」, 「文集」をはじめ、漢・晋・元・明に至るまでの「支那史籍」を調査。
昭和8(1933)年	(全体)	日本法を適用する事項については一時調査を中止し、「現に慣習法として適用ある事項」についてのみ、調査することに改める。 同年9月に、「民事慣習調査書」の編纂・出版計画を立て、その「旧慣調査」記述のために高等法院判事2人に作業を委嘱。 『民事慣習回答彙集』を刊行(朝鮮総督府中樞院, 1933年。野村調太郎・喜頭兵一編纂)。
昭和11(1936)年	(全体)	「民事慣習調査書」の編纂・出版計画のうち、「一、土地所有者の沿革及現行法令との関係」, 「二、契(組合)」, 「三、戸籍」, 「四、姓名及貫」, 「五、婚姻の要件」を同年末に一応脱稿。
	典籍調査	朝鮮王朝における「財産相続」に関する調査を完了して出版(『李朝の財産相続法』朝鮮総督府中樞院, 1936年。喜頭兵一記述)。

出処：『朝鮮旧慣制度調査事業概要』朝鮮総督府中樞院, 1938年, 62-84頁より整理・作成。

引き続き、民事慣習と深く関係していた「旧慣審査委員会(1918年9月-1921年4月)」と「旧慣制度調査委員会(1921年1月-1924年12月)」について、主に設立目的と議案の内容を中心に見ておきたい。まず、前者は、「旧慣」は特に裁判上に「不文法として法令の効力」を有する場合が多いことから、同審査委員会では「旧慣の真相を制定」し、「時勢の進運と調和せしむる」ために、「旧慣」審査を行うことを目的に設立した<sup>(35)</sup>。審査の範囲と順序は、「目下日本政府に於て調査中に係る、民事令及び民籍法の改正の暁、依然旧慣の適用あるべき事項に付き、先づ審査を遂げ漸次他の事項に及ぶこと」として、「特に急を要する事項」については随時審査を行うとした<sup>(36)</sup>。計7回にわたる同委員会では、第1, 2, 3回目(1918年11月21日, 同12月12日, 1919年1月

23日)の会議で「開墾小作, 大同郡内の元賭地, 大同郡内の転賭地」を, 第4回目(同2月13日)の会議で「義州, 龍川二郡に於ける原賭地, 中和郡に於ける特殊小作, 中賭地, 全州郡に於ける禾利売買」を, 第5回目(同3月13日)の会議では「分家・養子・罷養及離異の場合に於ける配偶者直系卑属等の転籍」および「裁判所の照会回答」を, 第6回目(同4月10日)の会議で「親族の範囲」を, 第7回目(同5月19日)の会議では「相婚の制限」を, それぞれ審査した<sup>(37)</sup>。

つぎに, 後者は前述の四部門別調査のことを受けて, 「この新計画の中核となり調査の項目, 進行の順序, 其他慣習に関する事項を審議」することと, 「旧来の制度慣習風俗等を参酌すべき法令並に施設に付, 予め其の可否を審議」する目的で設置された。同調査委員会については, 「調査の完璧と其の進捗を期すると同時に, 調査の結果をして施政に反影<sub>マ</sub>せしむるに於て, 遺憾なからしめたり」とされた<sup>(38)</sup>。全6回にわたる会議では, 「親族, 婚姻」(1921年8月8日, 同17日), 「養子」(同10月13日), 「家, 親子, 親族会, 扶養」(同12月1日, 同5日), 「相続」(1923年1月25日)の慣習に関する, 全8の議案を審議・可決した<sup>(39)</sup>。

### 三 「商事慣習」調査

「商事慣習」については, それまでに「旧慣」調査の名の下に「包括調査」を行ってきたが, 前述の四部門別調査になったことを受けて, 1923年から独立した調査として本格的に進めることにし, 「商事慣習調査項目」を新たに編成した。「商事慣習調査項目」は, 大体日本の商法の編別に沿ったものであり, それに朝鮮特有のものを加えたものからなっていた(全8章23節)。前述の「朝鮮民事令」施行の影響を受けて, 特に1923年から日本法の適用が「漸次拡張」していくと, 「殆んど慣習法の適用なきに至りし」をもって, 1932年度か

ら「商事慣習」の調査活動を中止した。同年1月までに調査した「商事慣習」の調査項目は、「商業使用人、同事、交互計算、客主及旅客、於音、居間及家僮、襍負商、契、旅客運送、会社、船舶、商行為、商人の金銭の貸借又は立替、代理商、辦細音、寄託物及令市、流來朝鮮息法、商人種類、典當舖、白木塵及布塵立議諺譯、六矣塵、市幣」の全23項目であった<sup>(40)</sup>。

#### 四 「制度」調査

「制度」調査は、その目的を「併合前に於ける旧制度を明<sub>マ</sub>にする」こととし<sup>(41)</sup>、朝鮮王朝の統治体系を調べることが示されたいた。調査方法は「典籍調査を主とし、実地調査を従」として<sup>(42)</sup>、調査を進めていくことを明らかにしていた。また、それまでは一定した系統を立てず、「旧慣」調査の一部として必要に応じて臨時的に調査していたが、前述の四部門別調査のことを受けて1923年から本格的に独立調査を始めた。そこでは、1924年末の調査報告書の編纂・印刷を目指し、「制度調査項目」を編成して系統的に記述することにした<sup>(43)</sup>。全11編85章からなる「制度調査項目」を、表1の「UCB資料」の調査項目との関係を知るため、挙げておく。それらは、一、国制（国号、疆域、人民、政治、年号、曆時、璽寶、国旗の全9章）、二、王室（王位、代理、王族、冊封、宮闕、宗廟、社稷、園丘、殿・宮・廟、陵・園・墓、内帑の全11章）、三、区域（京城、四都、各道、各邑、坊面、洞里的の全6章）、四、官職（議政府、外官職の全2章）、五、官員（官員、任免、科挙、取才、祿科、老課、褒貶、贈職、錄勳、越祿・解由・拘碍、給暇、相避の全12章）、六、内務（階級、戸籍、號牌、土地、産業、治水、土木、交通、通信、教化、宗教、寺刹、禮樂、觀象、警察、衛生、貨幣、度量衡、旌表「忠・孝・節・烈」、救恤の全20章）、七、外交（朝聘、交聘の全2章）、八、軍制（兵備、兵政、馬政の全3章）、九、裁判（詞訟、詞訟節次（「手続き」のこと、筆者）、刑事裁判の執行、刑律、獄及刑具、赦、賜死、軍律の全10章）、

十、財務（経費，収入，税率及徴収，会計，王室会計の全5章），十一、地方自治（郷庁，郷会，郷約，里契，社倉，作統，民堡の全7章），であった<sup>(44)</sup>。

## 五 「風俗」調査

### (1) 「風俗」調査

「風俗」調査は，1915年から1921年までは「旧慣」調査の一部として，または「単に民事・商事・制度の参考事項」として調査されたにすぎなかった。1921年になると，同調査もまた，前述の四部門別調査のことを受けて，「現在並に既往に亘りて，其の沿革と変遷過程を究明」することを目的とし，新たな計画のもとに独立調査を進めた<sup>(45)</sup>。「時急に應」じ，「現在の風俗を先にし，沿革を後に」<sup>(46)</sup>して編成した「風俗調査項目」は，表3のとおりである。

表3 「風俗調査項目」

章	節
一	服装 「普通人，王家，王族，王室，親王，駙馬，官員，吏役，唱榜，将卒，下隷，僧尼，舞，襍負商，四礼，笠冠，靴鞋」の服装，男女の結紙及化粧（全19節）
二	飲食 食物，飲料，器皿（全3節）
三	住居 家屋の種類，家屋の制度および制限，家屋の構造および名称，宮殿，公□（□は判読不能の字），廟祠，寺刹および堂宇（全7節）
四	車・輿・船 車，輿，船（全3節）
五	出生 妊婦および生児の衛生，出産の準備および生児の調護，出生の儀式および命名（全3節）
六	冠婚葬祭 冠礼，笄礼，婚礼，喪礼，墳墓，祭礼（全6節）
七	礼俗 普通人の礼式，王家の礼式（全2節）
八	職業 農業，商業，工業，公務および雑業（全4節）
九	学問 学校，科第（全2節）
十	俚諺 俚諺（全1節）
十一	礼儀 家庭の礼儀，一般の礼儀（全2節）

十二	家庭の日常	男子の日常, 女子の日常 (全2節)
十三	宗教	仏教, 儒教 (全2節)
十四	迷信	迷信 (全1節)
十五	節行	忠, 孝, 烈 (全3節)
十六	医薬	医薬 (全1節)
十七	美術	美術 (全1節)
十八	楽・歌・舞	楽・歌・舞の変遷および発達, 歌, 舞 (全3節)
十九	娯楽及遊戯	娯楽, 遊戯 (全2節)
二十	族譜	族譜 (全1節)
二十一	農業及漁業	農業, 漁業 (全2節)
二十二	巫卜及術客	巫卜, 術客 (全2節)
二十三	姓名	姓, 名, 貫 (全3節)
二十四	年中行事	一月～十二月の行事 (全12節)
二十五	雑	厄日, 伝説, 童謡, 各地産物, その他の野談 (全5節)

出処: 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』, 119-127頁より引用・作成。

表3「風俗調査項目」からは、当時韓国・朝鮮におけるあらゆる文化事象を調査しようとしたことが読み取れる。その後の「風俗」調査の進捗状況について要点のみまとめると、表4のとおりになる。

表4 1921年以後の「風俗」調査の進捗状況

年	調査の状況
1921年	「風俗調査項目」を編成し、独立した調査を開始。
1923年	上記表3の「風俗調査項目」に基づく調査は長期間を要すると判断し、それとは別に、韓国・朝鮮の風俗の大意を簡明に記述した17章からなる「朝鮮風俗概要」を編纂することにし、その編纂作業の終了後に上記表3の25項目の調査に復帰することを計画。また、同年末には全項目に対する資料蒐集を一応終了。
1924年	蒐集を終えた資料を整理補充。
1925年	資料が完備した項目から漸次編纂に着手。
1928年	上記表3の「風俗調査項目」から第二十一章を削除し、全24章に修正。
1929年	衣食住・冠婚葬祭・年中行事・娯楽及遊戯・学問・迷信及俚諺・族譜・姓名・医薬・巫覡・童謡の計11章の項目を一応脱稿。

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

1931年	17章の全項目の記述を終了し、当初の上記表3の25項目の調査を復活・続行。
1932年	沿革調査のうち、「職業」項目の商業・農業・工業・漁業と「婚姻」項目の記述を一応終了。
1933年	従来調査を終えたものの補充調査を行う一方、最も重要とされた「姓名」についてのみ、さらに資料を蒐集。
1934年	同年4月に「姓名」の項目を脱稿し、同11月に出版（『朝鮮の姓名氏族に関する調査研究』朝鮮総督府中枢院。今村鞆執筆）
1935年	各冊の内容の略解を作成し、目次総覧に基づく調査を遂行したが、合冊整理の必要から、147冊に合冊して整理。 記述の内容および資料の「抱蔵量」などにより、従来の調査項目に基づいて資料を案配・整理する作業の困難さと不便さから、調査項目を56類に区分し、記述の統一と資料の整頓に着手。
1936年	『李朝実録』1300冊の中から風俗関連事項を検出し、その索引の調整を開始。
1937年	同年3月に、『朝鮮風俗資料集説一扇・左繩・打毬・匏』（朝鮮総督府中枢院。今村鞆編）を刊行。

出処：前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、118-131頁より整理・作成。

## (2) 「風俗調査の附属事業」

冒頭で触れたとおり、「風俗調査の附属調査」として「朝鮮社会事情調査」と「部落調査」が行われた。まず前者は、その目的を「朝鮮統治上諸般の施設を適切ならしむるには、朝鮮の旧時並に現在に於ける社会各般の事情を調査し、又朝鮮史の研究によりて、政治上の利害得失を明らかにすることを要す」<sup>(47)</sup>とされていた。1919年から5か年の計画で村山智順（当時社会学専攻の文学士）に囑託し、「一、基礎調査（土地、生物、人種、外關）、二、社会生活（協同生活、経済生活、思想生活、日常生活、衛生、治罪）、三、社会問題」からなる調査項目を定めて調査を進めたが、行政整理の結果、1923年に未完のまま中止された<sup>(48)</sup>。つぎに、後者は、「部落の沿革及び変遷を調査し、住民の経済状態並に社会状態を悉知<sub>マ</sub>し、以て施政の参考に資するは極めて必要な事項なる」とし<sup>(49)</sup>、1921年に小田内通敏（当時早稲田大学教授）を主任にして調査を開始した。調査項目は、「一、部落の沿革、二、部落の制度、三、部落の社会状態、四、

部落の経済状態、五、風俗及慣習、六、民家の構造、七、自然地境、八、産業状態」からなっていた<sup>(50)</sup>。しかし、こちらも行政整理のため、1924年に調査が打ち切られた<sup>(51)</sup>。

### Ⅲ 「UCB資料」と朝鮮総督府中枢院の慣習調査事業

これまでに見てきたことを通して、表1の「UCB資料」に収められている各種個別的慣習調査報告書は、前述の四部門別調査のこゝを受けて、1921年または1923年から本格的にそれぞれ独立した調査を行っていた時期のものであることが明らかになった。また、1921年から四部門別調査として調査の進め方が大きく転換した背景には、「朝鮮民事令」の改正およびそれと連動した「朝鮮戸籍令」の制定があったことも確認できた。以下では同資料が、それら四部門別調査のうち、どの調査に属するものであったかを知るために、表1の「UCB資料」名、つまり本稿で資料名の誤謬を指摘し訂正する以前の状態の資料名をもって、その番号順に沿って逐一見ていくことにする。

資料1番の『寺刹調査』（齋藤利三郎調査、1925年）の調査対象である寺刹という項目は、四部門別調査の全体をとおして、①表2「『民事慣習』の進捗状況」の「昭和3（1928）年にある「三、廢寺財産の要件」、②「制度調査項目」の「六、内務」にある「寺刹」、③表3「風俗調査項目」の「第一章服装」にある「第十二節僧尼の服装」、④同「第三章住居」にある「第七節寺刹および堂宇」、⑤同「第十三章宗教」の「第一節仏教」の全5か所に登場する。まず、資料1番の内容が、調査対象である特定の三つの寺刹の位置や施設、教育、僧侶に関するすべての事項を調査したものであることから、上記のうち、①には該当しない。そして、①を除くすべては「風俗」調査の部門であった。したがって、同資料は「民事慣習」調査報告書というよりは、「風俗」調査報告書であったと言える。

資料2番の『地方民情視察報告書——開城，鳳山，黃州，安州』（趙範夏調査，1927年）は，一見すると1919年に始まった「風俗調査の附属調査」としての「朝鮮社会事情調査」のようであるが，前述のとおり同調査は1923年に中止したので，それには該当しない。ただ，資料名のとおり，調査内容が慣習や制度，風俗などの調査が意味する「規範，歴史，文化」<sup>(52)</sup>の調査ではなく，調査の時点における地方民や地方の状況などを視察したものであることから，この種の視察調査は施政上の参考にするため，1923年以後も続けられたものと推測される。

資料3番の『旧慣習調査——平南地方復命書』（李恒植調査，1925年）は，平安南道の大同郡と成川郡を調査した報告書であるが，大同郡については「旧慣審査委員会」で「開墾小作，大同郡内の元賭地，大同郡内の転賭地」として取り上げられた議案，つまり審査対象の慣習であったことが確認される。しかし，同審査委員会（第1，2，3回の会議）は1918，1919年に開かれたので，それには該当しない。そして，同資料は上記2郡の年中行事も調査しており，それは表3「風俗調査項目」（第二十四章年中行事）に当たることから，「風俗」調査であったと言える。そして，刑法典や財産相続，親族，水利利用権，流水使用权，築込・分□（□は判読不能の字）を調査したことからは，「民事慣習」調査でもあった。したがって，同資料は「風俗」調査と「民事慣習」調査を同時に行ったものと見える。

資料4番の『旧慣習調査——全北管内』（李恒植調査，1924年）は，全羅北道の錦山郡と茂朱郡の年中行事を調査し，相続・相続人や戸籍，分家，庶子関連の慣習を調査したことから，上記資料3番同様，「風俗」調査と「民事慣習」調査を兼ねたものと推測される。

資料5番『慣習調査——黄海道地方』（寺澤徳三郎・玄陽燮調査，1924年）は，黄海道の①海州郡，②長□郡（□は判読不能の字），③信州郡を調査対象地域とし，①では宗中・門中の財産，相続，土地所有，相続などを調査したことから，明

らかに「民事慣習」調査であった。②では、相続財産、相続、宗中・門中の財産、女戸主、嫡・庶子などの項目を調査し、農夫歌を添えていることから、「民事慣習」調査と「風俗」調査を同時に行ったものと見える。また、③は調査項目にも示されているように、「風俗」調査のみを行ったものであった。以上のことから、同資料もまた、「民事慣習」調査と「風俗」調査を同時に行ったものであったと言える。

資料6番『慣習調査——江原地方』（葛城末治・朴承章調査、1926年）は、調査項目すべてが表3「風俗調査項目」のうちの9項目であった。明らかに、「風俗」調査であったことがわかる。続けて、資料7番『平安北道江界楚山昌城郡出張報告書——婚姻及外他』（金敦熙調査、1930年）は、旧土地文記上の特殊な用語、婚姻の慣例、風俗などを調査したことから、「民事慣習」調査と「風俗」調査を兼ねた報告書であったと言える。また、資料8番『寧邊ニ於ケル婚姻ニ関スル慣習』（作成者名、作成年、不明）は、寧邊地方の婚姻慣例の儀式を調べたものである。それは、表3「風俗調査項目」の「第六章冠婚葬祭」にある「第三節婚禮」に当たるものであり、したがって「風俗」調査に関する報告書であった。

資料9番『量案記載事項全南長城羅州光州順天』（鄭丙朝調査、1920年）は、土地関連文書の記載事項に関する特定の「民事慣習」を精査したものであること、および調査時期、調査対象地域数などから、表2「民事慣習調査の進捗状況」の「大正9（1920）年」にある「第二次実地調査」の開始とともに行われた、「補充調査」の一環であった可能性が高い。その理由は、表2で「大正9（1920）年」の「実地調査」の「調査の状況」について、「各道に3～4の調査区を定めて順次全道（全国）にわたる補充調査を遂行」したとされるが、その実例になっているからである。

資料10番『五郡の旧慣調査報告書——慶北達城全金泉忠南大田忠北清州全忠州』（鄭丙朝調査、1919年（正しくは、1923年））については、まず、小作

制度、入会権、保証、親族など、特定の具体的な民事関連慣習を詳しく調べたことから、「民事慣習」調査であった。また、作成者が「調査員・通訳・副参議兼囑託」(なか丸点、筆者)であったことは、「中枢院副参議」が直接出張調査を行った例として、上記資料3、4番の「参議・李恒植」(中丸点、筆者)とともに、韓国・朝鮮人調査員の場合は、いずれも一人で調査が可能であったことがわかる。

資料11番『戸籍ニ関スル事項——中和郡 自大正二年二月十七日（正しくは、同十六日）大正二年二月十七日』（有賀啓太郎調査，1913年）は、まず、調査時期からして朝鮮総督府中枢院以前の同参事官室時代のものであった。その時期の同参事官室では、前述のとおり全国24か所の能力、親族、相続、遺言に関する実地調査を行ったが、同資料は調査対象地域の戸籍上に「戸主となった原因」として、「隠居」と記載された民籍簿を収集したものである。したがって、同資料は調査対象の地域名からして、それら24か所の調査とは別の調査であったことがわかる。ところで、「隠居」については、「朝鮮民事令」第三次改正案として、1926年に当時松寺竹雄法務局長が「隠居」制度を認める方向で構想していたとされる<sup>(53)</sup>。韓国・朝鮮の慣習では祭祀相続をもって戸主相続が行われるため、戸主が死亡する以外に戸主の変更は発生しないものであった。それを、松寺の改正案では、60歳以上の戸主を対象とした「隠居」制度を設け、戸主の死亡以前にその地位を他人に譲る日本民法上の戸主概念を、韓国・朝鮮へ制限的に収容しようとしたとされる<sup>(54)</sup>。こうしたことから、同資料はもともと朝鮮総督府参事官室時代に調査・作成された報告書であったが、それをそうした「朝鮮民事令」第三次改正の参考資料とする必要性から、あとから同中枢院時代において用いられたものであると推測される。同時に、他資料とは作成時期の異なる同資料が、表1の「UCB資料」として綴られている理由も明らかになる。いずれにせよ、前述のとおり、今日、同参事官室で行った実地調査の報告書が123冊残されているとのことから<sup>(55)</sup>、同資料はそのうちの1冊であることに間違いないと考える。

以上、計11点の「UCB資料」のうち、朝鮮総督府参事官室時代の資料1点と民情視察報告書1点を除く計9点の中で、2点が前述四部門別調査の「民事慣習」、3点が同「風俗」、4点が同「民事慣習」と同「風俗」の調査を同時に行った調査報告書であり、同「商事慣習」と同「制度」を調査した報告書は存在しないことがわかった。したがって、「UCB資料」は、主に同「民事慣習」と同「風俗」を中心に調査した個別的調査報告書からなるものであったと言える。また、資料の中には必ずしも四部門別調査として明確に分けられず、そのうえ「本調査」ではなく「補充調査」に基づく調査報告書があることも確認された。

むすびにかえて

UCBのthe C. V. Starr East Asian Library所蔵のrare book（稀覯本）、計11点の各種個別的慣習調査報告書、つまり「UCB資料」について、それらの正体を明らかにするため、本資料に使用された朝鮮総督府中枢院用箋を手掛かりに、同中枢院における慣習調査事業の展開上における本資料の位置づけを試みた。その過程で以下の諸点が明らかにされた。

第一に、書誌学的観点から資料に関する基本的な書誌情報が整理でき、また表1のBibliographic informationに対して綿密な検討を加え、その誤謬を訂正することができた。第二に、本資料は、古文獻や古記録などを調査した典籍調査ではなく、調査対象地域に出張して調査を行った実地調査に基づく調査報告書であることが明らかにされた。第三に、本資料計11点のうち、9点が、朝鮮総督府中枢院の慣習調査事業において、1921年に「民事慣習」、「商事慣習」、「制度」、「風俗」の四部門別調査に区分され、1921年または1923年からそれぞれ独立調査を本格的に行った時期のものであることが確認できた。

最後に、本資料の性格と関連し、朝鮮総督府中枢院の慣習調査事業が1921年に上記四部門別調査に細分化した背景には、慣習を成文化しようとする朝鮮

総督府の慣習政策の変化に連動しつつ、1921、1922年に相次いで行われた「朝鮮民事令」第1、第2次改正と、「民籍法」の廃止および「朝鮮戸籍令」の制定があったことが確認できた。さらに、「民事慣習」調査は朝鮮総督府の目指す「朝鮮民事令」第三次改正に向けて収斂していったことも確認できた。本資料は、そうした過程で日本民法の韓国・朝鮮への適用が拡大していき、それを受けて「民事慣習」の調査範囲が限定されていく流れの中で生み出された可能性の高い、「民事慣習」の調査報告書と「風俗」の調査報告書を多く含むものであることが明らかにされた。

以上、本稿では主に「UCB資料」の体裁および調査項目に焦点をあてて、上記4点のことを明らかにし、資料の正体を究明した。その成果を踏まえ、それら調査・報告された慣習が朝鮮総督府慣習政策へ反映されていく具体的な過程、裁判への影響、慣習法として成立していく過程など、同資料の内容の分析を通じて、法制史的観点から明らかにすることが今後の課題として残されている。

- 1 本稿では、国名の表記について韓国（大韓帝国の略称、1897-1910年）と朝鮮（日本統治時代、1910-1945年）の両方を併記することを用いた。したがって、前者は韓国（大韓民国の略称、1948-現在）と、後者は朝鮮（朝鮮王朝の略称、1432-1897年）とは区別されるものである。ただし後者とは、場合によってはかぶる時もある。
- 2 朝鮮総督府中枢院編『朝鮮旧慣制度調査事業概要』1938年、60頁。
- 3 統監府時代の不動産法調査会、法典調査局における慣習調査事業については、李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』法政大学出版局、2005年、を参照のこと。
- 4 「第十条 朝鮮人相互間ノ法律行為ニ付テハ法令中公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異リタル慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ依ル」、「第十一条 第一条ノ法律中能力、親族及相続ニ関スル規定ハ朝鮮人ニ之ヲ適用セス 朝鮮人ニ関スル前項ノ事項ニ付テハ慣習ニ依ル」、「第十二条 不動産ニ関スル物権ノ種類及効力ニ付テハ第一条ノ法律ニ定メタル物権ヲ除クノ外慣習ニ依ル」。制令第7号「朝鮮民事令」（明治45

- (1912)年3月18日公布、同年4月1日施行)「朝鮮総督府官報」号外、明治45年3月18日付。
- 5 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、40頁。
- 6 李英美「日本統治時代における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的研究——米国ハーヴァード大学・イェンチン図書館 (Harvard Yenching Library) の所蔵資料の紹介を中心に」『明治大学教養論集』通巻第491号、明治大学、2013年1月、147頁。
- 7 初版は統監府法典調査局で、そして初版に若干の補充・修正を施した再版および第三版は、それぞれ朝鮮総督府取調局および同参事官室において行われた。前掲李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』、163頁以下。
- 8 『(韓国併合史研究資料第8巻) 慣習調査報告書・韓国最近事情一覽』龍溪書舎、復刻版、1995年。
- 9 本「UCB資料」は、米国カリフォルニア大学バークレー校 (UCB) の the C. V. Starr East Asian Library の韓国書籍部門ライブラリアン (Librarian for the Korean Collection) のチャンジェヨン (Chang, Jaeyong) 氏のご厚意により、2010年2月の同図書館訪問を快く受け入れ、便宜をはかって頂いたことによって初めて出会えた資料である。この場を借りて感謝の気持ちを表わしたい。また、同図書館の稀観本の管理責任者 (Executive Manager) のルドルフ・デボラー (Dr. Rudolph, Deborah) 氏は、本資料の研究上の利用を理解し、資料利用を許諾するなど大変にお世話になった。根気よく対応して頂いたことに感謝の気持ちを伝えたい。そして、資料の検索や閲覧・複写、図書館の各種施設の利用などについて、親身になって大変親切に対応して頂いた同図書館コーディネータ (Access Services Coordinator) の小林朝子 (Kobayashi, Tomoko) 氏にも、お礼の気持ちを表す。
- 10 UCB の the C. V. Starr East Asian Library という名称は、1947年に The East Asiatic Library として設立し、その後の1991年に名称変更して The East Asian Library となり、さらに2008年には Center for Chinese Studies Library を統合して誕生したものである。したがって、本文で指摘した資料名に関する誤謬は The East Asiatic Library の時代に発生したものである可能性が高いと考える。  
(<http://www.lib.berkeley.edu/EAL/about/about.html> 2013年8月27日アクセス)。
- 11 張ヨンギョン・許ヨンラン「解題 日帝の植民地「調査事業」と朝鮮総督府中枢院調査資料」『中枢院調査資料』(ウェブ公開版)、国史編纂委員会、2001年、14頁(韓国)。また、朝鮮総督府中枢院が所管することになった1915年以降の慣習調査事業については、同書の他に『風俗調査計画』(朝鮮総督府中枢院、1926年)の存

## 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

在が近来確認されたようであるが、同資料は1915-1926年の間の風俗調査に関する資料であるとのことなので(同、27-29頁)、1926年以降までをカバーできる資料としては依然として同書が唯一であることに変わりはない。

(<http://db.history.go.kr/front2010/dirservice/common/viewRemarkItem.jsp?pType=ANN&pCode=JU&pLang=KOR> 2013年7月19日アクセス)

- 12 伊藤重人ほか監修『新訂増補 朝鮮を知る事典』平凡社、2000年、276頁
- 13 制令第355号「朝鮮総督府中枢院官制」(明治43(1910)年9月30日公布、同10月1日施行)、「朝鮮総督府官報」第28号、明治43年9月30日付け。
- 14 朝鮮総督府「中枢院会議」に対する今日の評価は、「日本の韓国統治に韓民族の意思を反映することを飾った象徴的な機関にすぎず、植民地政策を積極的に放助する集団として機能した」、「親日貴族の養老院」であったとされる。李スンリョル「日帝下の中枢院改革問題と総督政治」『東方学誌』第132号、延世大学校国学研究院、2005年、70頁。(韓国)
- 15 制令第62号「朝鮮総督府中枢院官制改正ノ件」(大正4(1915)年4月30日公布、同5月1日施行)、「朝鮮総督府官報」第820号、大正4年4月30日付け。
- 16 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、2、177頁。
- 17 朝鮮総督府中枢院における慣習調査事業は、1938年2月28日に前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』の刊行をもって終わりを告げた。同書では、その1915年から1937年までの23年間を「中枢院時代」と称するという(60頁)。
- 18 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、61頁。
- 19 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、62頁。
- 20 前掲制令第7号「朝鮮民事令」(明治45(1912)年3月18日公布、同4月1日施行)。
- 21 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』、35頁。
- 22 制令第14号「朝鮮民事令中改正ノ件」(大正10(1921)年11月14日公布、同年12月1日施行)、「朝鮮総督府官報」第2777号、大正10年11月14日付。
- 23 韓国では、日本法を借りたという意味で「依用」と称し、たとえば「依用民法」と呼ぶ。
- 24 李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』歴史批評社、2008年、185頁(韓国)。本稿では、同書の研究から、朝鮮総督府における韓国・朝鮮の慣習政策および「朝鮮民事令」の制定・改正過程について多大な示唆を得たことを記しておく。
- 25 制令第13号「朝鮮民事令中改正ノ件」(大正11(1922)年12月7日公布、1923

- 年7月1日施行),「朝鮮総督府官報」第3097号,大正11年12月7日付。
- 26 協議上の離婚については,李英美「韓国近代離婚慣習法の定立過程——協議上の離婚を中心に」『東洋文化研究』第8号,学習院大学東洋文化研究所,2006年3月,を参照のこと。
- 27 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』(242,246頁)によると,「制令」ではなく「府令」の形式になったのは,「朝鮮民事令」の第二次改正をめぐって,朝鮮総督府の「韓国・朝鮮慣習の成文化」方針と日本政府の本国・植民地(内地・外地)「法制一元化」方針の違いから両者の間に葛藤を生じさせていた。そうした経験から,天皇への上奏,法制局の審議を経て公布する「制令」の手続きを避けるために,朝鮮総督府がとった措置であったとされる。
- 28 「民籍法」については,李英美「韓国近代戸籍関連法規の制定及び改正過程——「民籍法」を中心に」『東洋文化研究』第6号,学習院大学東洋文化研究所,2004年3月,を参照のこと。
- 29 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』,224頁。
- 30 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』,197,256頁。
- 31 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』,246頁。
- 32 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』,263頁。
- 33 制令第19号「朝鮮民事令中改正ノ件」(昭和14(1939)年11月10日公布,1940年2月11日施行),『朝鮮総督府官報』第3843号,昭和14年11月10日付。
- 34 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』,254-306頁。
- 35 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,76頁。
- 36 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,76-77頁。
- 37 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,77-78頁。
- 38 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,79頁。
- 39 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,80-81頁。
- 40 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,85-90頁。
- 41 (42)前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,97頁。
- 43 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,90頁。
- 44 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,91-97頁。
- 45 (46)前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,119頁。
- 47 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』,132頁。

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察

- 48 (49) 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』, 133 頁。
- 50 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』, 133-134 頁。
- 51 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』, 134 頁。朴ヒヨンス「朝鮮総督府中枢院の社会・文化調査活動」(『韓国文化人類学』第 12 輯, 韓国文化人類学会, 1980 年, 90 頁。韓国)によると, 部落調査の結果として, 小田内通敏『朝鮮部落調査予察報告』第一冊(1923 年), 今和次郎『朝鮮部落調査報告——民家編』第一冊(1924 年), 小田内通敏『朝鮮部落調査報告——火民・来住支那人編』第二冊(1924 年)が存在するとされる。加えて, 本稿では紙幅の関係上取り上げなかったが, 四部門別調査では調査過程または調査終了後に, それまでの成果などを刊行していたことを記しておく。
- 52 前掲朴ヒヨンス「朝鮮総督府中枢院の社会・文化調査活動」, 90 頁。
- 53 (54) 前掲李昇一『朝鮮総督府の法制政策——日帝の植民地統治と朝鮮民事令』, 259-260 頁。
- 55 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』, 40 頁。

●本研究は JSPS の科研費「21830116」の助成を受けたものである。

# A Study of the Bibliography of Korean Customs during the Period of Japanese Rule: Focusing on UCB Documents in the C. V. Starr East Asian Library

LEE Young Mee

The Japanese authorities surveyed customs in Korea from 1906 to 1937, when the latter was a protectorate of Japan under the Japanese Resident-General of Korea, and the era of the Government General of Korea after Japan annexed the Korean Peninsula. The survey produced a huge volume of research reports on individual customs and the documents are now scattered in South Korea, Japan and the United States. The C.V. Starr East Asian Library of the University of California, Berkeley, owns 11 pieces of such survey as a rare book. There is no information about the documents other than the library's bibliographic information, still keeping the identity of the books in the dark. This study, as part of the bibliographic research of custom survey reports in South Korea, Japan and the U.S., is to pinpoint the preservation place of the books, and aimed at revealing the content of the documents by finding the relations between the detail and period of the survey, and the custom survey policy of an advisory panel of the Government General of Korea.